

# 加古郡衛生事務組合入札参加資格審査申請の受付及び留意事項

## 〔物品・製造の請負・サービス〕について

下記のとおり、令和7・8年度の入札参加資格審査申請の受付を行います。

### 1. 入札参加資格審査申請ができない者

次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査の申請をすることができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
  - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 営業に関し、法律上、登録又は許認可の必要な場合において、その登録又は許認可を受けていない者及び登録又は許認可を取り消された者
- (4) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けていない者（建設工事）
- (5) 国税（法人税又は所得税・消費税及び地方消費税）、町税を滞納している者  
※納税の猶予許可通知書又は徴収猶予許可通知書が発行されている場合を除く。
- (6) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載した者
- (7) 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に関係すると認められる者
  - ア 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 競争入札に参加しようとする者の経営に暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が実質的に関与しているとき。
  - ウ 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 建設工事において、同一申請者が重複申請する場合（1申請者につき、1回の申請とします。）
- (9) 社会保険等に未加入である者（ただし、法令の規定により適用を除外されている者は除く。）

### 2. 申請において虚偽の申請を行った者は、入札参加資格を認めません。

また、入札参加資格者名簿に登録後に虚偽の申請が判明した場合は、資格を抹消します。

### 3. 国税の納税の猶予許可・町税の徴収猶予許可を受けている方について

- (1) 国税（法人税・所得税・消費税及び地方消費税）について、国税通則法第46条の規定により、納税の猶予許可を受けている方は、納税証明書（法人についてはその3の3、個人についてはその3の2）が発行されない場合があります。その際は、納税の猶予許可通知書及び法人の法人税・消費税及び地方消費税について、個人の場合は所得税及び地方消費税について、直近3年分の納税証明証（その1）を提出してください。
- (2) 加古郡内に本店がある者及び郡内の支店・営業所等に契約権限を委任するものが、地方税法附則第59条第1項の規定により町税の徴収猶予の許可を受けている場合については、町税務課にて町税完納等証明書を提出してください。

### 4. 申請書類の配付（組合指定様式）

- (1) 配布期間 令和7年1月10日(金)～令和7年2月7日(金)まで
- (2) 配布方法
  - ① 加古郡衛生事務組合 事務所（直接配付／土、日、祝日を除く）  
午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く）
  - ② 郵便による請求  
令和7年1月10日(金)～令和7年1月31日(金)到着分まで  
申請種目（工事・コンサル・物品等）を明記の上、返信用封筒  
（角2サイズ-A4）に切手180円（1種目分）を貼付のこと。
  - ③ ダウンロードサービス  
令和7年1月10日(金)～令和7年2月7日(金)まで  
組合ホームページより（<https://www.kakoeisei.or.jp>）

※組合指定様式は、国交省様式や中央公契連様式などその内容が準拠したものの代用可。

### 5. 受 付

- (1) 受付期間 令和7年1月14日(火)～令和7年2月14日(金)まで（土、日、祝日を除く。）  
**※ 郵送の場合、2月14日必着**
- (2) 時 間 月～金曜日 午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）
- (3) 場 所 加古郡衛生事務組合 事務所

[注] 1. 申請書類の提出は、記載内容について説明のできる方が**持参してください**。但し、組合管外は郵送でも受付ますが、不足・不備のあるものは受け付けできません。必ず、返信用封筒を同封してください。なお、郵送料不足の場合は着払いにて精算

をお願いします。

また、インターネットによるものは受け付けできません。

2. 申請書類はA4サイズに統一し、**A4判紙ファイル（樹脂製とじ具でかつ申請ごとに次の指定色のファイルを使用し、背表紙に申請者名を記入**のこと。）に下記9の提出書類の順に必ずとじて提出してください。

《ファイルの指定色》

物品・製造の請負・サービス 黄

### 6. 審 査 結 果

入札参加資格審査の結果は、令和7年4月末日までに不適格者に対してのみ通知します。なお、郵送料は着払いをお願いします。

## 7. 有効期間 (2年間)

審査の結果、受理された申請書の有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。  
ただし、営業に関し法律上登録又は許認可の必要な場合において、その登録又は許認可を取り消されたとき及び登録又は許認可の更新を受けなかったときは、入札参加資格が無くなります。

## 8. 受付証

窓口で申請される方は、内容等に不備がなければ、受付証をお渡しします。また、郵送で申請される方は、同封の返信用封筒でお送りします。

ただし、提出書類に不足、不備があるものは受付できませんので、よくご確認の上提出してください。

## 9. 提出書類

物品・製造の請負・サービス (黄色の紙ファイル)

(○:必要 △:該当する者のみ ×:必要としない)

内		容		法人	個人		
1	入札参加資格審査申請書 (組合指定様式※①)			○	○		
2	営業に関し必要な登録証明書 (写し可) 有効期間開始日において有効であるもの			○	○		
3	商業登記簿謄本 (写し可)	令和6年12月1日以降に発行されたもの		○	×		
4	住民票抄本 (写し可)	令和6年12月1日以降に発行されたもの		×	○		
5	代表者身分証明書 (写し可)	令和6年12月1日以降に発行されたもの ※③		×	○		
6	納税証明書等 令和6年12月1日以降に発行されたもの	国税	法人税	法人は納税証明書 (その3の3)		○	×
			所得税	個人は納税証明書 (その3の2)		×	○
		消費税及び地方消費税	様式に限る (写し可) ※④		○	○	
	町税	稲美町町税完納証明書又は播磨町税完納証明書 (町指定用紙) ※⑤ (加古郡内に本店がある者及び加古郡内の支店、営業所等に契約締結権限を委任する者のみ)		△	△		
7	決算報告書 (財務諸表) 直近1年間 (写し可) 個人は確定申告時の決算書			○	○		
8	入札参加資格審査受付証 (組合指定様式※) ファイルに綴じないでください。			○	○		
9	入札参加資格者名簿 (組合指定様式※) ※両面印刷のこと ファイルに綴じないでください。			○	○		
10	事業所確認書 (組合指定様式※①) (加古郡内に本店がある者及び加古郡内の支店営業所等に契約締結権限を委任する者のみ)			△	△		
11	誓約書			○	○		
12	宛先が記入された角形2号サイズ (A4の用紙が折らずに入るもの) の返信用封筒1部に140円切手を貼付したもの (入札参加資格審査受付証の返送に使用します)			郵送で申請する場合			

- ※① 組合指定様式は、国交省様式や中央公契連様式などその内容が準拠したものに代えることができます。
- ② 証明書類は、**令和6年12月1日以降に発行されたもの**とし、本書又はその写しで鮮明なものを提出してください。ただし、「2. 営業に関し必要な登録証明書」については、令和6年11月30日以前の発行日でも有効です。
- ③ 代表者身分証明書は本籍地の市区町村で証明を受けてください。
- ④ 国税の納税証明書は納税地の所轄税務署で証明を受けてください。
- ⑤ 町税完納証明書は、各町の指定用紙を各町の税務課に提出し、証明を受けてください。

## 10. 問合せ先 【平日9:00~16:00】

〒675-0155 兵庫県加古郡播磨町新島60番地  
加古郡衛生事務組合 TEL079(437)7578  
担当:大西